

# 入所料金表(1割負担)

平成30年4月1日改定

## ★個室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算 I	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算 I			おやつ	日常生活品費		
要介護 1	第1段階	730	36	25	15	19	490	300	120	250	1,985	61,535
	第2段階						490	390	120	250	2,075	64,325
	第3段階						1,310	650	120	250	3,155	97,805
	第4段階						1,800	1,700	120	250	4,695	145,545
要介護 2	第1段階	777	36	25	15	19	490	300	120	250	2,032	62,992
	第2段階						490	390	120	250	2,122	65,782
	第3段階						1,310	650	120	250	3,202	99,262
	第4段階						1,800	1,700	120	250	4,742	147,002
要介護 3	第1段階	841	36	25	15	19	490	300	120	250	2,096	64,976
	第2段階						490	390	120	250	2,186	67,766
	第3段階						1,310	650	120	250	3,266	101,246
	第4段階						1,800	1,700	120	250	4,806	148,986
要介護 4	第1段階	895	36	25	15	19	490	300	120	250	2,150	66,650
	第2段階						490	390	120	250	2,240	69,440
	第3段階						1,310	650	120	250	3,320	102,920
	第4段階						1,800	1,700	120	250	4,860	150,660
要介護 5	第1段階	948	36	25	15	19	490	300	120	250	2,203	68,293
	第2段階						490	390	120	250	2,293	71,083
	第3段階						1,310	650	120	250	3,373	104,563
	第4段階						1,800	1,700	120	250	4,913	152,303

## ★多床室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算 I	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算 I			おやつ	日常生活品費		
要介護 1	第1段階	806	36	25	15	19	0	300	120	250	1,571	48,701
	第2段階						370	390	120	250	2,031	62,961
	第3段階						370	650	120	250	2,291	71,021
	第4段階						450	1,700	120	250	3,421	106,051
要介護 2	第1段階	856	36	25	15	19	0	300	120	250	1,621	50,251
	第2段階						370	390	120	250	2,081	64,511
	第3段階						370	650	120	250	2,341	72,571
	第4段階						450	1,700	120	250	3,471	107,601
要介護 3	第1段階	920	36	25	15	19	0	300	120	250	1,685	52,235
	第2段階						370	390	120	250	2,145	66,495
	第3段階						370	650	120	250	2,405	74,555
	第4段階						450	1,700	120	250	3,535	109,585
要介護 4	第1段階	973	36	25	15	19	0	300	120	250	1,738	53,878
	第2段階						370	390	120	250	2,198	68,138
	第3段階						370	650	120	250	2,458	76,198
	第4段階						450	1,700	120	250	3,588	111,228
要介護 5	第1段階	1,029	36	25	15	19	0	300	120	250	1,794	55,614
	第2段階						370	390	120	250	2,254	69,874
	第3段階						370	650	120	250	2,514	77,934
	第4段階						450	1,700	120	250	3,644	112,964

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

※初期加算として入所後30日間に限り基本料金が32円が別途加算されます。

※口腔衛生管理体制加算として1月につき32円が別途加算されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数の39/1000)が別途加算されます。

※外泊時(外泊初日と最終日以外)は基本料金が1日379円となります。

※外泊時、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合は基本料金が1日836円となります。

# 入所料金表(2割負担)

平成30年4月1日改定

## ★個室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 2割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算 I	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算 I			おやつ	日常生活品費		
要介護 1	1,459	36	25	30	38	1,800	1,700	120	250	5,458	169,198
要介護 2	1,553	36	25	30	38	1,800	1,700	120	250	5,552	172,112
要介護 3	1,681	36	25	30	38	1,800	1,700	120	250	5,680	176,080
要介護 4	1,789	36	25	30	38	1,800	1,700	120	250	5,788	179,428
要介護 5	1,896	36	25	30	38	1,800	1,700	120	250	5,895	182,745

## ★多床室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 2割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	在宅復帰在宅療養支援加算 I	夜勤職員配置加算	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算 I			おやつ	日常生活品費		
要介護 1	1,612	36	25	30	38	450	1,700	120	250	4,261	132,091
要介護 2	1,712	36	25	30	38	450	1,700	120	250	4,361	135,191
要介護 3	1,840	36	25	30	38	450	1,700	120	250	4,489	139,159
要介護 4	1,946	36	25	30	38	450	1,700	120	250	4,595	142,445
要介護 5	2,057	36	25	30	38	450	1,700	120	250	4,706	145,886

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

※初期加算として入所後30日間に限り基本料金の63円が別途加算されます。

※口腔衛生管理体制加算として1月につき63円が別途加算されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数の39/1000)が別途加算されます。

※外泊時(外泊初日と最終日以外)は基本料金が1日757円となります。

※外泊時、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合は基本料金が1日1,672円となります。

★加算(介護保険負担分)

項目	金額(円)			内容
	1割	2割		
夜勤職員配置加算	25	50	(1日につき)	厚生労働大臣が定める基準を上回る夜勤職員(看護職員又は介護職員)を配置している施設に加算されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	36	71	(1日につき)	前6か月間において退所した入所者のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合が30%を超え、かつ30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が5%以上の施設に加算
栄養マネジメント加算	15	30	(1日につき)	入所者の栄養ケア計画の作成、栄養状態の観察及び記録、栄養ケア計画の見直しを行っている施設に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	19	38	(1日につき)	施設介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されている施設に加算されます。
初期加算	32	63	(1日につき)	入所後30日間に限り基本料金に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	32	63	(1月につき)	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を月1回以上行っている場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 39/1000			厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	251	502	(1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	251	502	(1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行った場合に、週3回を限度として加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	126	251	(1日につき)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
ターミナルケア加算11	168	335	(1日につき)	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算21	857	1,714	(1日につき)	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算31	1,725	3,449	(1日につき)	死亡日
再入所時栄養連携加算	418	836	(1回限り)	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、介護老人保健施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	471	941	(1回につき)	入所者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	502	1,004	(1回につき)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
試行的退所時指導加算	418	836	(1回につき)	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算	523	1,045	(1回限り)	入所者の退所後の主治医に対して入所者の診療状況を添付文書を添えて入所者の紹介を行った場合に加算されます。
退所前連携加算	523	1,045	(1回限り)	入所者の退所に先立って指定居宅介護支援事業者に対して入所者の情報を提供し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
老人訪問看護指示加算	314	627	(1回限り)	入所者の退所時に施設医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
低栄養リスク改善加算	314	627	(1月につき)	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、定期的な食事の観察を行い入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅰ	418	836	(1月につき)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅱ	105	209	(1月につき)	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
療養食加算	7	13	(1回につき)	医師により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。(1日に3回を限度)
かかりつけ医連携調整加算	131	262	(1回限り)	多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師と入所者のかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合に加算されます。
緊急時治療管理1	534	1,068	(月3日限度)	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費1	246	491	(月7日限度)	入所者に対し肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹についての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費2	497	993	(月7日限度)	
認知症情報提供加算	366	732	(月3日限度)	入所者の診療状況を添付文書を添えて認知症疾患センターや認知症の専門医療機関に紹介を行った場合に加算されます。
地域連携診療計画加算2	314	627	(1回限り)	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して病院を退院した入所者について、診療計画に基づき治療等を行い、当該病院に診療情報を文章により提供した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算	11	21	(1月につき)	入所者の褥瘡発生を予防するための計画を作成し、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価及びその結果に基づき計画的な管理を実施した場合に加算されます。
排せつ支援加算	105	209	(1月につき)	排泄障害のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算されます。

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

★その他の料金(介護保険外実費負担分)

項目	金額(円)	内容
文書料	2,160	診断書や紹介状等を作成した場合の料金(消費税込み)
理美容代	3,200 ~ 8,000	業者による移動散髪の利用代金
テレビ貸し出し使用料	150 (1日につき)	居室テレビの貸し出しを利用された場合の料金(消費税込み)
テレビ持ち込み使用料	100 (1日につき)	居室テレビを持ち込まれた場合の料金(消費税込み)
私物洗濯手数料(1/3ヶ月)	2,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(2/3ヶ月)	4,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(1ヶ月)	6,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
特別な食事代	実費	ご利用者の状態により補助食品を提供した場合の料金